

パブリックコメントに寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

連番	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	<p>【対応が求められる事項】に「取引モニタリング」、【対応が期待される事項】に「取引フィルタリング」が規定していますが、【対応が求められる事項】に「取引フィルタリング」、【対応が期待される事項】に「取引モニタリング」を規定した方が、リース業の実態に合ったものになるのではないかと考えます。</p> <p>理由 「取引フィルタリング」は、反社会的勢力等の犯罪組織やテロリスト等の他、国連安保理決議の制裁対象者や内外の制裁・規制対象者、外国 PEPs 等との関係遮断、或いはリスク検証を行うためにリース会社に於いても極めて有効性の高いリスク低減策であると思料します。</p> <p>また「取引モニタリング」については、関係性の薄い不特定多数の顧客と口座取引を通じて送金取引などの決済業務を扱う銀行等については、口座をリアルタイムに監視することは極めて有効性の高い対策であると思います。一方、リース会社に於いては、その特性上、顧客との取引は一見取引、反復取引を問わず、相対契約が大半であり、通常の顧客管理（継続的顧客管理）を通じて異常取引・事象等の認知・検知は相応に把握可能であると考えます。</p> <p>リース会社に対しても【対応が求められる事項】として「取引モニタリング」を求めるのであれば、リース取引に関してどのようなモニタリングの手法が考えられるのかなどについて、FAQ 等を通じて広く周知して頂く必要があるものと考えます。</p>	<p>取引モニタリングについては、御意見として頂戴した通常の顧客管理とあわせて、異常取引・事象等を認知・検知するために、顧客リスク評価や取引データ等の定量的な情報を考慮したリスク低減措置として重要であると考えており、引き続き「対応が求められる事項」として規定するのが適切だと考えおります。</p> <p>なお、「取引モニタリング」の実施に当たっては、必ずしもシステム導入を求めるものではなく、業務規模・特性等に応じてマニュアルでの対応が否定されるものではありません。</p> <p>他方で、頂いた御意見を踏まえ、具体的なモニタリング手法等については別途お示しできるように検討いたします。</p>
2	<p>適切と考えたいですが、現在複数銀行に口座を所持している方もマネロンの疑いという状態となっております。</p> <p>そちらは理由があり複数口座所持しているケースですので合わせてご議論いただきたいです。</p>	<p>今後の参考といたします。</p>